

訂 正 表

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『企業法務2級（組織法務）』（第2版）の記述の一部に誤りがありました。お詫びとともに、以下のように訂正させていただきます。

版・刷	頁	訂正箇所	誤	正
初刷	363	本文下から1行目～ 364頁本文上から2行 目	なお、発行会社が保有する自己株式（いわゆる金庫株）は議決権を有さないが、 <u>大量保有報告制度の対象となる</u> と解されている（松尾直彦『金融商品取引法〔第2版〕』268頁、2013年）。	なお、発行会社が保有する自己株式（いわゆる金庫株）は、 <u>保有割合を算定するにあたって保有分として考慮されない</u> （金融商品取引法27条の23第4項）。 <u>2015（平成27）年5月29日より施行された2014（平成26）年の制度改正以前は保有分として考慮されていたが、同改正後は考慮されないことになっている。</u>

※第2版初刷：平成27年3月31日発行